

議事要旨(5) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井専門委員長より、特別目的会社(SPE)専門委員会では、3月に公表されたIASB公開草案「認識の中止」(以下「公開草案」という。)に対するコメントを検討している旨の説明がなされ、続いて、秋葉主席研究員より、専門委員会でのコメント案についての説明がなされた。

これらの説明に対する委員からの発言や、事務局からの説明は以下のとおり。

- ・ 公開草案では、支配の概念だけに基づいて判断する結果、レポ取引の会計処理が売却取引に変更されることが提案されている。コメント案は、取引の実態を忠実に表さないとして反対しているが、支配概念だけでなく従来のIAS第39号のようにリスクと経済価値の考え方も考慮すべきだという意見なのか。これに対して事務局からは、日本基準も基本的に支配の概念に基づいているため、支配の概念に基づく公開草案の大枠に対しては賛同しているが、例えば、米国基準においても「実質的な支配」という概念を用いることでレポ取引を金融取引としてとらえるアプローチが採用されているように、純粋な支配概念を常に適用することには問題があるというのがコメント案の趣旨である旨が説明された。
- ・ 2つの点についてコメントしたい。まず、レポ取引について、公開草案の提案に対しては東京だけでなく欧州で開催されたIASBのラウンド・テーブル(円卓会議)においても反対の声が多数寄せられたと理解しているが、公開草案が採用したアプローチを適用する結果として、レポ取引の会計処理が変更になるのか、そもそもレポ取引の現行の会計処理が適切ではないという意識からアプローチが形成されたのか、いずれと考えられるか。次に、証券化において優先劣後に切り分けた場合、公開草案では認識中止にならない一方、米国基準では、認識は中止されるが劣後部分の保有によって連結対象となることで結果としてオフバランスにならないようであるが、この点について日本として今後どのように考え方を整理すべきか。これに対して事務局からは、まず、前者について、レポ取引の現行の会計処理を問題視したというよりは、支配の概念をレポ取引に当てはめた結果として、流動性の高い資産のレポ取引の会計処理の変更が提案されたように思われる旨、次に、後者については、2月に当委員会が公表した「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」に対しても、認識の中止と連結の問題を同時に検討する必要があるというコメントを受けているため、当委員会においても、海外の動向も見極めながら同時並行的に検討を進めていきたい旨の回答がなされた。
- ・ レポ取引の会計処理変更に対する反対意見を述べるコメント案に賛成である。単なる理屈だけではなく市場への影響の大きさ等を十分検討すべきであるという意見を、当委員会のコメントとは別のルートでもIASBに対して主張していきたい。

以上